

さいたま市告示第 1 1 5 9 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 5 8 条の 6 第 1 項の規定による同法第 3 0 条の 1 1 第 1 項の確認の辞退があったので、同法第 5 8 条の 1 1 の規定により別紙のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 1 0 日

さいたま市長 清 水 勇 人

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退をした子ども・子育て支援施設等

※の欄は、個人が行う居宅訪問型事業は、プライバシー保護の観点から個人住所を非公開としております。

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の辞退の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	さいたま市	
	名称	所在地※			子ども・子育て支援法施行規則第28条の20第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）	
Magbeyi Aboyowa	ケアファインダーBoyo	(省略)	令和4年10月1日 (令和8年3月26日)	認可外保育施設（居宅訪問型）	—	
柳澤 尚子	magokoro sun	(省略)	令和元年9月26日 (令和8年6月30日)	認可外保育施設（居宅訪問型）	—	